

:

## ペースメーカーと火葬

日本では年間 5 万件の新規ペースメーカー植え込みが行われています。最近自宅での看取りが多くなってきており、死後にペースメーカーを摘出するか否か迷う場合があります。日本環境斎苑協会が平成 24 年に行った全国調査では、火葬時に事前に申告すればペースメーカーがはいつたままでも火葬ができる施設が 9 割以上におよぶとの報告があります。しかし、どこの火葬場でも納棺時の注意として



「ペースメーカーをつけているご遺体については必ず係員に申し出てください」

とか「ペースメーカーを除去できなかった場合には職員に連絡してください」などの紙を渡されます。全国の11%の火葬場ではペースメーカーを摘出しないと火葬してもらえません。置賜地区ではどうなっているでしょう。

置賜地区の斎場の担当者に現状を聞きましたのでご報告します。

米沢市斎場	ペースメーカーがあっても火葬できますが、事前に報告してもらおうようになっています。
高畠町斎場	原則として摘出していただくようお願いしています。できない場合はペースメーカーがあることを報告していただきます。
南陽市斎場	破裂しても炉への損傷は大きくありませんが作業員の安全を考えると摘出をお願いしたいと思います。無理なら事前に申し出をお願いしています。
長井市斎場	事前に報告していただければ火葬できます。

川西町斎場	摘出が原則になっていますが、困難な場合は細心の注意を払って火葬します。その際事前に報告していただきます。
-------	--

というように、なるべくなら摘出してほしいとしていますが、摘出しなければ火葬できないところはありませんでした。

どうして報告が必要なのでしょう。

ペースメーカーは火葬 30 分以内に数回破裂することが知られており、破裂時に大きな音が出ますし、点検孔を覗いていた職員がけがをした事例も報告されています。ですから爆発が起こるまでの 30 分間、窓の開閉を行わないなどの注意をしなければいけません。事故を未然に防ぐために事前に申告することが大切です。

### 医療機関の問題

入院中あるいは病院に搬送された場合には極力摘出するようにします。しかし自宅あるいは施設で死亡した場合は かかりつけ医が外来診療を中断して自宅に行って摘出しても、診療行為ではないため費用の請求ができません。また、もし摘出時に感染症など健康被害が発生した場合も 補償がありません。かかりつけ医に大変な負担を強いることになるのです。ですからこのような場合 かかりつけ医と相談の上、摘出が困難なら斎場の方にペースメーカーが入っていることを報告して、火葬してもらいましょう。

